令和6年度 宮崎県立延岡青朋高等学校定時制課程

生徒心得

宮崎県立延岡青朋高等学校定時制課程の生徒として、自覚と誇りを持ち品性を磨き、規律ある自治的校風を確立し、学校生活の充実発展に努力する事を目的としてこれを定める。

1.礼 儀

- (I) 登校·下校及び校内においては、教師·生徒を問わず明朗な挨拶を交わすこと。
- (2) 他人に迷惑をかけ、不愉快な気持ちを与えないようお互いに注意すること。
- (3) 言葉遣いは丁寧に、常に高校生らしい態度で接すること。
- (4) お互いに人格を尊重し合い、明るい交際を通して、より良き友情を育てていくこと。

2.服装

- (1) 服装は常に清潔にして、派手にならないこと。
 - ・肌が過度に露出しない服装を心掛ける。
 - ・他校の制服、他校生と間違われる服装での登校は禁止する。
- (2) 登下校の履物は靴を原則とする。
- (3) 指定された特別教室や場所では備え付けのスリッパを、体育館では体育館用シューズを使用すること。

3. 飲酒·喫煙

- (1) 20歳未満生徒の飲酒・喫煙は厳禁とする。飲酒・喫煙同席者も指導する。
- (2) 20歳以上生徒の、敷地内での喫煙を禁ずる。
- (3) 20歳以上生徒の飲酒をしての登校を禁ずる。
- (4) 飲酒・喫煙に関する違反者については、校内規定に従って指導を行う。

4. 交 通

- (I) 原付バイク・自動二輪・自動車の免許取得を希望する生徒は、事前に生徒部へ申し出て、 「免許取得許可申請書」を提出しなければならない。無許可で取得した場合は、原則車 両での通学を許可しない。
- (2) 本校における通学車両は、自転車、50cc の原付バイク(車種は、 一般的なスクーターのみ)、自動車とする。
- (3) 通学車両は届け出を行い、許可を得ること。登録されていない車両での 通学は認めない。なお、自転車・原付バイクについてはステッカーを貼り、 自動車については学校発行の許可証を提示する。通学車両に変更が あった場合は、速やかに生徒指導部交通係に届け出ること。
- (4) 常に交通法規・交通道徳を守ること。
 - ・車両は全て所定の場所に整頓しておき、必ず施錠すること。
 - ・校内では徐行すること。また校門前では一旦停止すること。
 - ・自転車は夜間必ずライトを付けること。
 - ・自転車、自動車ともに「ながらスマホ」「飲酒運転」はしないこと。
 - ・原付バイク通学者は、通学に適したヘルメットを着用すること。
 - ・自転車利用者に対する乗車用ヘルメットが努力義務になりました。(R5.4~)
 - ・自動車通学者は、必ずシートベルトを着用すること。
 - ・登下校時は周辺の住民に迷惑をかけないよう留意すること。
 - ・自動車通学者は必ず任意保険に加入すること。
 - ・自動車通学者は、在校中に駐車車両内で過ごすことは禁止します。
- (5) 登下校時における交通事故・交通違反等があった場合は、速やかに担任もしくは生徒指導部に届け出ること。
- (6) 上記について違反した場合は、校内規定に従って指導を行う。



5.諸 届

- (1) 欠席・遅刻・早退等は、必ずホームルーム担任に届け出ること。
- (2) 就労証明書については、必要事項を記入し指定された期日までにはホームルーム担任に提出すること。
- (3) やむを得ず外出する時は、必ず担任または部顧問に届け、許可を得ること。 (外出届けは生指部が保管)

6. その他の規則等

- (1) 一旦登校したならば下校時までは原則として校外に出ないこと。
- (2) 原則として授業終了後すみやかに下校すること。下校が遅れる場合は、事前に届け出て学校の許可を得ること。
- (3) 掲示物を校内に掲示する場合は、事前に届け出て学校の許可を得ること。
- (4) 校外においても本校生徒として、自覚ある行動をすること。
 - ※ 特に深夜徘徊や無断外泊は、トラブルに巻き込まれる可能性が高く、非行の始まりでもある ため指導を課すこととする。
- (5) 許可なく部外者を校内に入れないこと。
- (6) 校内で不審者を発見した場合は、速やかに職員に連絡すること。
- (7) 授業や集会・式典での携帯電話やスマホの使用を禁止する。(授業での使用は教員の指示があれば認めることとする)
- (8) 社会規範に反する行為には関与しないこと。
- (9) 理由を如何に問わず、暴力行為・いじめ行為は厳禁とする。
- (10) 学校内における電気や電波、備品等の公共物の私的使用は禁止する。
- (II) 校則の見直しについては、「生徒会を中心に生徒総会や PTA 総会で必要な審議を経て 職員会議で決定する」。なお、見直した内容等については、「生徒必携」や「学校ホームページ」で周知していく。

延岡青朋高校通学に関する注意事項

- ◎ 延岡青朋高校では、許可された車両や交通手段以外での登校は認められていません。通学方法に関しては、必ず「マナー誓約書」に記入して、登録して下さい。
- ◎ 登録通学方法に変更が出た場合は、変更手続きが必要です。必ず生徒指導部へ届けて下さい。

1、徒歩、送迎、バス通学生への注意事項

- ・送迎車は、不審者対策上必ずマナー誓約書にて登録して下さい。
- ・送迎車が校内で待機する場合、白線内の駐車スペースで待って下さい。その他の場所は駐車禁止になっています。また、校内では喫煙や音楽等騒音がないようにして下さい。
- ・校内や近隣住宅地内では、必ず徐行(30も以下)で運転して下さい。
- ・保護者が、登下校時の友人を車両に乗せる「相乗りの送迎」は安全上禁止しています。
- ・公共機関での通学は、車内で他人に迷惑をかけないように心掛けて下さい。
- ・徒歩通学の生徒は、声かけ事案等に注意して下さい。もし、そのような事態に遭遇したら、相手の人相や 服装・車両ナンバー等の特徴を覚えておいて下さい。そして、必ず生徒指導部へ届け出て下さい。

※ 以上守れない場合は、通学許可取り消しや生徒指導対象となります。

2、自転車通学生に対する注意事項

- ·R3 年度 4 月より自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化しました。(「総合保障制度」適用可)
- ・自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用が努力義務になりました。(R5.4~)
- ・通学自転車は、防犯上必ず警察の防犯登録を行って下さい。
- ・通学自転車は、本校での年2回の車両点検を受けなければなりません。もし受けない場合は、通学車両として 許可出来ません。また、点検で不備があった場合は、改善を行い再度本校での点検を受けて下さい。
- ・通学自転車の改造は一切認めていません。なお、通学自転車は、本校の通学車両ステッカーを必ず添付して下さい。(乗り換え・紛失の場合は、直ちに生徒指導部へ再発行を申し出て下さい)。
- ・自転車通学では、スマホやイヤホン使用の運転禁止・傘差し運転の禁止・二人乗りや並進禁止、無灯火禁止 一旦停止の厳守、道路の左側通行など道路交通法を順守して下さい。

※違反切符を切られた場合は、速やかに生徒指導部に報告すること。もし報告をしないで後日、 警察より連絡があった場合は、処罰がトランク上の指導となります。

- ・自転車は、学校周辺の住宅地には駐輪しないで下さい。指定の駐輪場に整理して駐輪し、 *施錠をして* アさい。
- ・通学中の声かけ事案が毎年発生しています。遭遇した場合は、直ちに警察・生徒指導部へ連絡して下さい。

※ 以上守れない場合は、通学許可取り消しや生徒指導対象となります。

原付バイク・自動二輪・自動車の免許取得を希望する生徒は、事前に生徒指導部へ申し出て「免許取得許可申請書」を提出しなければならない。無許可で取得した場合は、原則車両での通学を許可しない。

3、バイク通学生についての注意事項

・本校での通学に使用するバイクは 50 cc以下原動付きバイク(車種は一般的なスクーター) のみです。指定以外の車両通学は、指導の対象となります。また、必ず自賠任意保険には 加入して使用して下さい。



- ・通学に使用するバイクは、一切の改造(合法・非合法に関わらず)は認めていません。購入を検討している中古車両に改造がある場合、通学車両として認められません。(例、ナンバープレートの取付改造、マフラー改造、扁平タイヤの着装など) 必ずノーマル状態の車両を購入して下さい。購入する前に車両の写真やパンフレットなどを持って、必ず生徒指導部に相談して下さい。
- ・本校では、年2回の車両点検を受けなければなりません。もし受けない場合は、通学車両として許可できません。また、点検で整備不備があった場合は、改善を行い再度本校での点検を受けて下さい。
- ・本校の通学車両ステッカーは必ず添付し、決して剥がさないで下さい。
- ・下校時正門前での一旦停止を守ること。通学時に空ふかし・騒音・スピードの出し過ぎ、車両放置等で地域 住民に迷惑をかけないように配慮して下さい。
- ・友人にバイクを貸して運転させると、両者とも指導の対象となります。

※ 以上守れない場合は、通学許可取り消しや生徒指導対象となります。

4、自動車通学生への注意事項

- ・自動車での通学には、交通法規を順守し、マナーアップを心掛けて下さい。尚、地域からの苦情(空ふかし 騒音、団地周辺では減速すること)等がありますので、十分に気をつけて下さい。
- ・通学車両は、一切の改造(合法・非合法に関わらず)認めていません。購入を検討している中古車両に改造がある場合、通学車両として認められません。(例、車高落とし、ナンバープレートの取付改造、マフラー改造、 扁平タイヤの着装など)必ずノーマル状態の車両を購入して下さい。購入する前に車両の写真やパンフレットなどをもって、必ず生徒指導部に相談して下さい。
- ・校内では、必ず指定された生徒用駐車場へ駐車して下さい。また、登校後に駐車車両内で過ごすことや、 駐車車両内での喫煙は禁止です。
- ・校内では、周りに注意しながら最徐行(団地内は30も以下です)を心掛けて下さい。
- ・登下校時の友人等の便乗は禁止です。そのような行為があった場合は、両者とも指導の対象となります。
- ・年2回の車両点検は必ず受けて下さい。その時に整備不良個所があった場合は、改善後、担任または生徒 指導部に再点検を受けて下さい。※ 以上守れない場合は、通学許可取り消しや生徒指導対象となります。